日中領土問題の起源
公文書が語る不都合な真実

2013年7月20日　日中未来の会

村田 忠禧

日中両国政府の対立点はどこに?

- 2012年9月の日本政府の尖閣「国有化」以来、日中政府間の交流は実質的に「断絶」状態
- 日本政府の主張 外務省HPより
- **尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり，現に我が国はこれを有効に支配している**
- **尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない**

中国政府の主張は

- 中国政府外交部の2012年9月10日声明
- **日本政府のいわゆる「島購入」は完全に不法、無効なもので、日本が中国領土を侵略した歴史的事実をいささかも変えられず、釣魚島とその付属島嶼に対する中国の領土主権をいささかも変えられない（中略）**
- **中国側は日本側が中国の領土主権を損なう一切の行為を直ちにやめ、百パーセント双方の共通認識と了解事項に立ち返り、交渉によって係争を解決する道に戻るよう強く促すものである**

不都合な事実

- 1968年に周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘された後，1971年から中国政府及び台湾当局が同諸島の領有権を公に主張（日本　外務省HP）
- 周恩来総理も認めている（1972年7月28日）
- **尖閣列島の問題にもふれる必要はありません。竹入先生も関心が無かったでしょう。私も無かったが石油の問題で歴史学者が問題にし、日本でも井上清さんが熱心です。この問題は重く見る必要はありません。**
- **平和五原則に則って、国交回復することに比べると問題になりません。**(竹入メモによる)

帝国書院『中学校社会科地図』

- 昭和36（1961）年4月文部省検定済

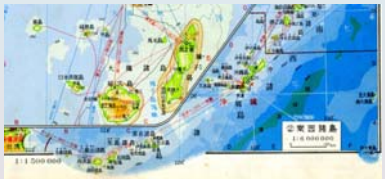

- 昭和46（1971年）4月文部省検定済

石油資源が出るといわれてから急に自国の領土と主張し始めたのは実は日本も同じである

地図上の距離から見ると

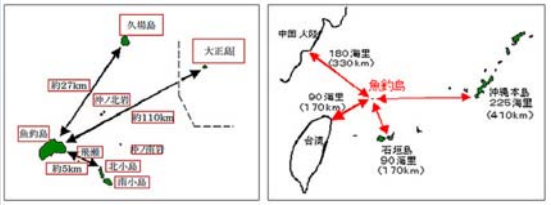

- 外務省のHPにある図
- 魚釣島は石垣島など南西諸島に直線距離では近い
- しかし実際の海の状況を見ると‥

沖縄トラフが天然の障壁

琉球・沖縄の漁民には簡単には行けない島

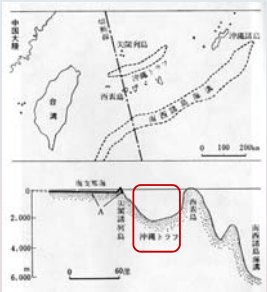

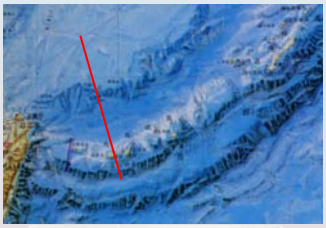

沖縄トラフには強力な黒潮が流れ、
サバニでは渡り切れない

林子平の三国通覧図説（1785年）

- 釣魚台、黄尾山、赤尾山が中国大陸と同じ色で描かれている

琉球国絵図 先島諸島と沖縄諸島

国絵図は徳川幕府が全国に命じて作らせた共通尺度（1里6寸）による地図　(1/21600の縮尺)
薩摩藩は琉球国絵図（奄美、沖縄、先島）を作る（1644年頃）
80に及ぶ琉球の島が記載されているが、魚釣島は記されていない
琉球国の領域外の島だから

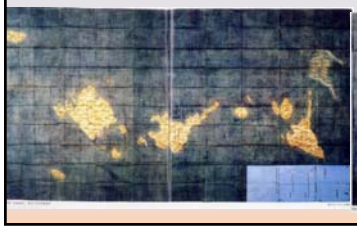

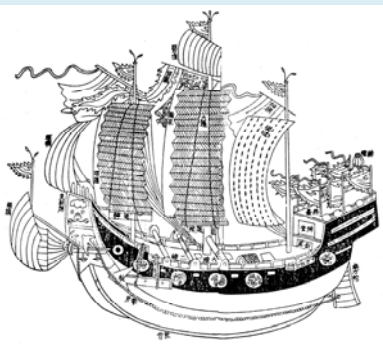

冊封船は必ず釣魚台などの島々の北側を航行した

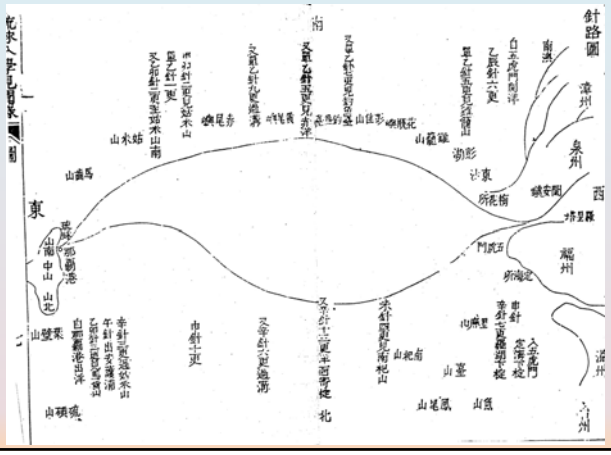

徐葆光の「中山伝信録」（1719年）

釣魚台　　黄尾嶼
赤尾嶼　　姑米山
馬歯　　那覇

姑米山（久米島）は琉球西南方界の鎮山

福州の五虎門から琉球の姑米山まで合計四十更船

指南廣義云福州往琉球由閩安鎮出五虎門東沙外開洋用單辰針十更取雞籠頭見山即從山北邊過船以乙下諸山花瓶嶼彭家山用乙卯並單卯針十更取釣苔同魚臺用單卯針四更取黃尾嶼用甲寅或作卯針十或作針一更取赤尾嶼用乙卯針六更取姑米山琉球西南方界上鎮山用單卯針取馬齒甲卯及甲寅針收入琉球那霸港

福州五虎門至琉球姑米山共四十更船

琉球歸福州由那霸港用申針放洋辛酉針一更半

平嘉山を過ぎ、釣魚嶼を過ぎ、黄毛嶼を過ぎ、赤嶼を過ぎる。目を接する暇がないほどの速さで、一昼夜で三日分の航路を進んだ。琉球人（夷人）の舟は帆が小さいので、追いつくことができず、後に遅れてしまった。
十一日の夕方、**古米山〔久米島〕が見えたが、すなわち琉球に属するものである。**
琉球人は舟で歌舞して故郷に到達したことを喜んでいる。
(中略) 一日かけてようやくその山〔久米島〕にいたった。
琉球人が船に乗ってやってきて問い、琉球の通訳と話をしたのち、去って行った。

陳侃「使琉球録」（1534年）

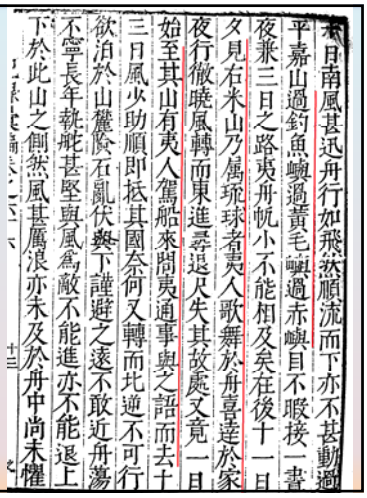

幕藩体制の崩壊と明治政権の誕生

- 徳川幕藩体制が崩壊、薩摩藩は鹿児島県に
- 琉球国は琉球藩になり、明治政府は琉球藩に清国との宗属関係を断ち切らせようとする
- 琉球国は500年近く中国を宗主国としてきたので、関係断絶には抵抗する
- 1879年に琉球藩を廃止し沖縄県設置（琉球処分）
- 清国は琉球国を消滅させる動きに反対
- 清国に亡命して琉球王国の復活を謀る人々（脱清人）が出る

琉球二分割案

- 日本は1871年締結の「日清修好条規」を改定させようとしていた
- 琉球帰属問題の解決を交換条件とし、日本は琉球を、沖縄本島以北を日本に、先島諸島を清国に帰属させる「二分割案」を提案する
- 清国側も「二分割案」に応ずることになる
- しかし琉球人の強固な反対にあい、琉球分割案は立ち消えに（1880年）
- 琉球の人々に、日本政府にたいする不信、憤りが高まる

四代目沖縄県令　西村捨三

- 1883年12月に西村捨三が沖縄県令に任命される
- 沖縄の人々の怒りを鎮めるため、元琉球国王の尚泰の帰琉実現、学校教育の振興、医療体制の整備、先島諸島との航路開設など、沖縄の基盤整備に尽力する
- 同時に、脱清人（清国に亡命し、琉球国復活を願う人々）への取締りを強化する
- 1885年に山県有朋内務卿から「大東島」の調査、国標建設を命じられると、直ちに実行した（8月末）

魚釣島等への調査・国標建設

- 山県は続いて魚釣島、久場島、久米赤島への調査と国標建設を内命する
- しかし西村はこれらの島々は清国冊封使の『中山伝信録』等にも記載されている事を理由に、国標建設に懸念を表明する（9月22日）
- 調査は実施するが、国標建設はしない

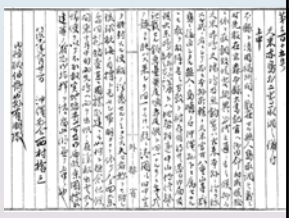

井上馨外務卿も国標建設を懸念

- 井上外務卿は上海の『申報』9月6日号に日本の動きを警戒する記事が掲載されたことを知っていた
- そのため直ちに国標を建て開拓することは控えるべき、という忠告を山県内務卿に伝える（10月21日）

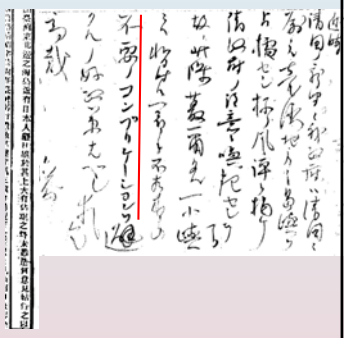

魚釣島へ6時間だけの調査

- 西表島から那覇への帰路に魚釣島の調査をする（10月30日の6時間だけ 他の二島については実施しない）
- 西村県令は東京出張中
- 森長義・大書記官が代理で上申書を書く（11月5日）
- 9月22日の西村県令の考えを否定した内容

沖縄県令西村捨三は名義だけ
書いたのは大書記官の森長義である

西村は山県に至急指揮を要請

- 西村は東京で森が書いた上申を受け取るが、内容が不適切ゆえ破棄し、内務省には提出しない
- 西村は井上外務卿、山県内務卿宛に書簡を発する (11月24日)
- 「国標建設の儀は嘗て伺書の通、清国と関係なきにしもあらず」
- 「至急何分の御指揮奉仰候也」

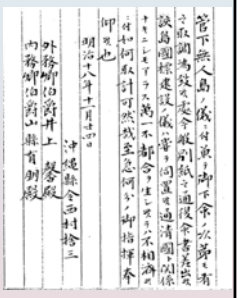

1885年12月 国標建設の中止

- 山県内務卿は井上外務卿の同意の下、国標建設の儀は「目下、見合せ」るとの内申を太政大臣に行う
- 国標建設は「清国と交渉し彼是都合も有之候」（清国と関係している事を承知している）
- これら無人島を領有しようとすると、清国との間で問題を引き起こす恐れがあるので、当面中止する
- これが1885年12月5日の決定

90年に85年決定見直しを申請

- 沖縄県には森が書いた11月5日の僭称文書が廃棄されず残っていた
- 丸岡県知事はそれを本物と思い込んで、85年12月5日の決定を見直すよう内務省に上申する（90年1月）
- 内務省には85年11月5日の文書が存在しないので、顛末が理解できない
- 沖縄県に11月5日文書を提出させる
- それでも85年12月5日の決定見直しはされなかった

93年11月にも見直し申請

- 93年11月にも奈良原知事が85年12月の決定見直しを求める
- 94年4月に内務省は「該島港湾の形状」「物産及土地開拓見込の有無」について問い合わせるが、県は新たな情報を提出できない
- そのため内務省はひとまず棚上げ扱いにする

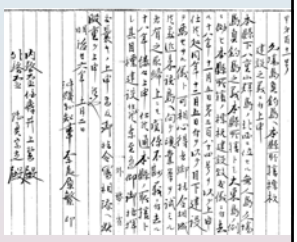

94年12月に内務省は動き出す

- 12月15日になると内務省は棚上げしていた標杭建設問題を持ち出す
- 12月27日に内務大臣は外務大臣に「其当時と今日とは事情も相異候に付」85年決定の見直しを提案する
- 「其当時」とは85年のこと、「今日」とは94年12月のこと
- 「事情も相異候」とは何か

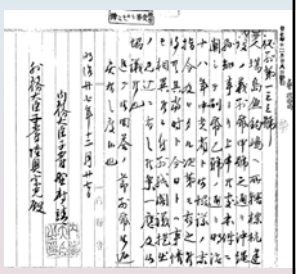

日清戦争での日本の圧勝

- 朝鮮の支配をめぐり日清戦争が始まる（94年7月）
- 9月中旬には日本は連戦連勝、この時点で清国の敗北は明白になる
- 清国は11月に米国を介して「朝鮮の独立を承認し、および償金を弁償するの二件」の講和条件を提案してくる
- 土地の割譲を狙う日本は意図的に無視
- 台湾を手に入れることは94年12月段階での日本の方針になっていた
- 列強の介入を防ぐため公表しなかった

陸奥宗光外務大臣『蹇蹇録』

95年1月の閣議決定

- 陸奥宗光外務大臣の『蹇蹇録』には魚釣島等無人島についての記述はまったくない
- 内務大臣の12月27日の照会に対しても外務大臣は「本省に於ては別段異議無之候」と答えるのみ（1月11日）
- 1月21日の閣議で沖縄県の標杭建設を許可する
- 台湾の「割譲」実現のほうが彼らにとって重大関心事であった

内外に領有公表の事実なし

- 魚釣島、久場島の版図編入を『官報』で公表していない
- 久米赤島（赤尾嶼）は編入対象外
- 沖縄県郡編制に関する勅令第13号（96年3月5日）にも記載されていない
- 大東島は明記されている
- 県は実際には標杭建設をしなかった
- 1969年5月9日に石垣市が建設した

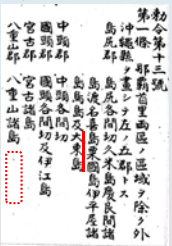

戦争で入手した点では台湾と同じ

- 魚釣島等の無人島は下関条約（95年4月）には含まれていない
- しかし台湾を清国から取ることは94年12月段階で既定方針になっていた
- 列強の干渉を防ぐため日本側は台湾割譲を最終段階まで公表しなかっただけ
- 戦争によって奪い取ったという点では台湾も魚釣島・久場島も同じ
- 二億両という莫大な「賠償金」も手に入れ、日本は軍国主義の道を邁進することになる

中華民国駐長崎領事の感謝状
1920年5月20日

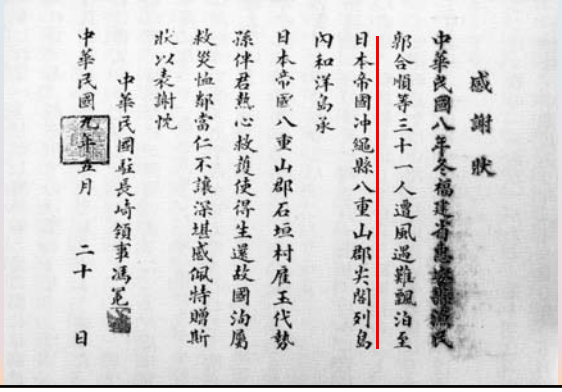

ポツダム宣言受諾

- 1945年8月に日本はポツダム宣言を受諾する
- 「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」（ポツダム宣言）
- 「カイロ宣言」（1943年12月）は「日本国より1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること
- 並に**満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還する**こと」を宣言している

台湾を返還したのなら…

- 台湾は「下関条約」で「合法的」かつ永久的に日本に割譲されたが、ポツダム宣言受諾により中国に返還することになった
- 戦勝に乗じてこっそり編入した魚釣島等の無人島も中国に返還すべき、という論は成り立つ
- 中華民国長崎領事の感謝状はポツダム宣言を受諾した以上、効力を持たない
- しかし中国にとって台湾問題の解決が最大の課題
- 無人島の問題の存在に気づかなかったのは事実
- 沖縄はアメリカに占領されてしまった
- さてこの小さな無人島の問題をどう解決していくべきか

実事求是の精神の大切さ

- 政府は「面子」を重んじ、不都合な事実は隠蔽したがる
- 大切なのは面子ではなく、真実、真理である
- 双方の見解が異なった場合、相手の主張にも耳を傾け、冷静かつ理性的に分析する精神が必要である
- 「認識の共有化」には一定の時間と過程が必要
- 「事実の共有化」は事実を素直に受け止める「誠実さ」さえあれば可能である
- 「実事求是」（事実に即して真理・真実を探求する）精神が大切
- 民間レベルで、国境を超えた、真実を追求する活動として、歴史事実の共有化作業を実施して行こう

日本外交文書

- 日本外交文書の全文が外務省HPから入手可能
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/index.html

アジア歴史資料センター (JACAR)

画像情報を電子テキスト化する必要がある

国立国会図書館

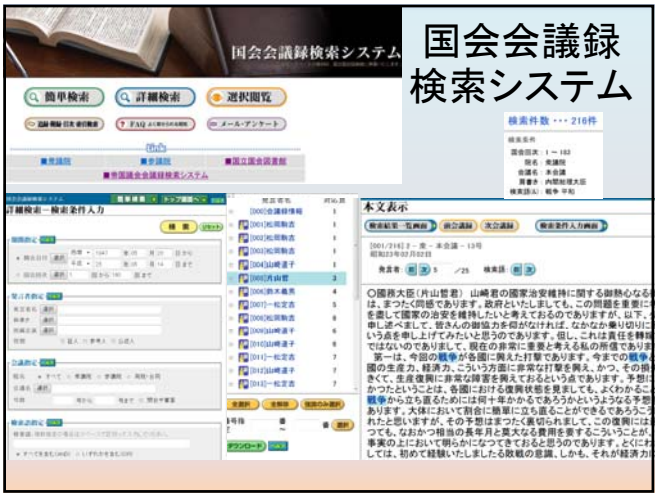

国会会議録検索システム

日中平和友好条約

1978年8月12日

- 第一条
- 1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。
- 2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

領土問題を軍備増強の口実にするな

- 相手の立場を無視した一方的行動や挑発的行動を双方とも謹むべき
- 現在の対峙状態をトーンダウンさせるために役立つあらゆる措置を採るべき
- 日中のホットラインを作り、不測の事態の発生を避けるべき
- 軍備増強の口実に領土問題を利用すべきではない

自衛隊に海兵隊機能

新大綱 中間報告 離島防衛を重視

求同存異 棚上げ論の積極性

- 領土問題の存在を認めない頑固な姿勢を改めるべき
- 相手の主張にも耳を傾ける姿勢を堅持すべき
- 自分の主張にとって都合の悪いことは無視、隠蔽する態度を取ってはならない
- 事実を事実として素直に認める誠実さこそ大切であり、それを「自虐」と称するのは愚者の行為
- 平和の海を実現し、平和・友好・協力・共同発展の象徴として、共同管理することが賢明な解決策ではないか
- 領土紛争を平和的に解決したさまざまな事例に学び、新しい先進事例を作り、人類の進歩に貢献しよう！

民間交流を活発化すべき

- 小さな無人島の問題が天下国家の一大事か
- 領土問題を理由に、日中の交流、とりわけ民間交流を中断・停滞させるのは間違い
- 今こそ民間交流を積極的に展開して硬直化した状態を打破しよう
- 日中国交正常化は民間の、下からの広範な力強い動きがあったからこそ実現できた
- 第二の国交正常化を実現するため、日中双方の民間の連帯と共同行動に力を入れよう

林 兼正

華僑史通じ相互理解

携手前進

- かつて華僑・華人社会も政治対立の影響を受けた時代もあった
- しかし対立していたら中華街の発展はありえない
- 手を取り合うことから横浜中華街の発展は生まれた
- 経済的発展の追求だけでなく、中華街を中国文化体験の場にして、日本と中国・台湾との相互理解を推進し、相互の「絆」を強める役割を発揮させようとしている
- この精神に学び、それぞれの持ち場で、日本と中国との相互理解促進のため、手を取り合って真剣に努力しようではないか

ご静聴ありがとうございました

CM 村田忠禧著『日中領土問題の起源 公文書が語る不都合な真実』花伝社
中国社会科学文献出版社より中文版が出版される予定です